

第16課 自然人その2（死亡と失踪宣告）

人の死亡を巡っては様々な権利関係が交錯することがある。

そのような権利関係を整理するための制度として民法が定めているものの一つに**同時死亡の推定**がある。これは、数人の者が死亡したことは明白であるが、その先後関係が分からないという場合に、その数人が同時に死亡したと推定する制度である。これが問題となるのは主として相続の場面である。つまり、ある事故で、父Aと子Bが死亡した場合、もし、Aが先に死亡したのであれば、BがいったんAの財産を相続し、その後死亡したことになるので、Bの妻は結果的にはAの財産も受け取ることになるが、BがAと同時に、又はAより先に死亡したのだとすると、BはAの財産を相続することはないので、Bの妻がAの財産を受け取ることはない。このような場合に、先後関係が不明のままでは相続関係が確定できなくなってしまうので、民法はAとBは同時に死亡したものと**推定する**のである。

次に、人の死亡自体が明らかでない場合の処置として、民法では**失踪宣告**の制度を定めている。これは長い間生死が分からなくなっている人について、その財産や権利関係を整理するために、関係者の申立により、家庭裁判所がその人について失踪したと宣告する制度である。

この制度には、単に行方が分からなくなっている人を対象とする**普通失踪**と、大きな災害などの危難に遭遇したが、その生死が分からない人を対象とする**特別失踪**の2種類があり、失踪宣告があると、普通失踪の場合には最後に生存が確認された時から7年間の期間が満了した日に、特別失踪の場合にはその危難が去った日に死亡したものと**みなされる**。

失踪宣告の後にその人の生存が分かった場合には、家庭裁判所は宣告を取り消さなければならない。

この他、公法上の制度であるが、類似のものとして、航空機事故などで死亡した蓋然性が極めて高いが、死体が確認できない場合に、事故調査に当たった行政官庁などの報告で死亡したものと**して取り扱い、戸籍に死亡した旨記載する認定死亡**の制度がある。

1 重要語句

a 同時死亡の推定（民法第32条の2）

本文では、父と子が同じ事故で死亡した場合を取り上げたが、同時死亡の推定はこのような場合に限られるわけではなく、別のところで数人がそれぞれ死んだが、それらの死亡時期の先後が分からない場合にも適用される。

b 失踪宣告・普通失踪・特別失踪

失踪宣告は、家庭裁判所が行う手続きであり、権利関係を巡る争い、すなわち訴訟ではないので、法廷を開かずに行われる。このような訴訟ではない裁判手続きを「非訟事件」という。

失踪宣告が取り消されると、宣告時に遡って失踪宣告の効果が消滅するので、その人の死亡を前提として行われた行為が影響を受ける。この点について、民法は若干の規定を設けて、既存利益との調整を図っているが、それらの調整規定の適用を巡って学説上の論争も生じている。

c 認定死亡

認定死亡は、私法上の制度ではなく、公法である戸籍法上のものである。認定死亡として戸籍に死亡が記載されると、反証のないかぎりその人は死亡したものとして扱われる。この認定死亡が私法上いかなる効果をもたらすか、民法の失踪宣告の規定を類推適用すべきかについては、学説上争いのあるところである。

d 「推定する」と「みなす」

法律用語としてこの2つの用語の区別は重要である。

「推定する」というのは、推定する事項と異なる事実を示す反証があるばあいには、破れるのに対し、「みなす」場合には、反証があっても、それにかかわらず、法律上はそのように取り扱う、という意味である。上記の例では、同時死亡の場合には、数人の人が同時に死んだ、と推定するのであるから、違う時期に死んだという証明があれば推定は覆されるのに対し、失踪宣告の場合には死亡したものとみなすのであるから、たとえ、その人が生きていることが判明しても、その証拠があるだけではならず、失踪宣告が正式に取り消されるまでは、その人は依然として死んだものとして取り扱われるのである。